皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、五月十九日午前九時五十一分御出門、カンボジア国国王陛下を御訪問のため、迎賓館赤坂離宮（港区）へ行幸啓、同十時四十五分還幸啓になった。

官庁発令

官庁事項

まあじ・まさば・まいわし五島西方沖地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定に基づき、次のとおり、まあじ・まさば・まいわし五島西方沖地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成22年５月24日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のとおり」は省略し、まあじ・まさば・まいわし五島西方沖地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を、水産庁漁港漁場整備部整備課、水産庁九州漁業調整事務所、長崎県水産部漁港漁場課、長崎県県北振興局水産課、長崎県五島振興局水産課に備え置いて縦覧に供するとともに、ホームページ（http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/sub82.html）により公表する。）

法務

公証人任免

神戸地方法務局所属公証人東修三は願により公証人を免ぜられた。

大西良孝は公証人に任命され、神戸地方法務局所属公証人東修三の後任を命ぜられた。（以上五月十七日）（法務省）

国家試験

通関士試験公告

第44回通関士試験の施行について、通関業法施行規則（昭和42年大蔵省令第50号）第４条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年５月24日

財務大臣　菅　直人

第44回通関士試験の方法等については、以下のとおりとする。

試験の方法等

⑴　各試験科目とも筆記（マークシート方式）により行う。

試験科目	出題形式、配点及び出題数			
	選択式（注１）	択一式	計算式	選択式・計算式
《１》　通関業法	30点(10問)	10点(10問)		
《２》　関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（同法第６章に係る部分に限る。）	35点(15問)	15点(15問)		
《３》　通関書類の作成要領その他通関手続の実務				
通関書類の作成要領（注２）				15点(２問)
その他通関手続の実務	５点(５問)	５点(５問)	５点(５問)	

注１．「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は五肢の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式である。

２．輸出入・港湾関連情報処理システム（ＮＡＣＣＳ）を使用して行う輸出申告と輸入申告の問題を、前回（第43回）と同様の形式で各１問出題する。

⑵　試験合格のためには、上記⑴の表に掲げる各試験科目とも合格基準を満たす必要がある。

公告

認事項

個別労働関係紛争解決手続実施団体指定の公示

下記の団体について、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第２条第１項第１号の６に規定する団体の指定を平成22年５月13日に行ったので、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号）第１条の４の規定に基づき、公示する。

平成22年５月24日

厚生労働大臣　長妻　昭

記

団体の名称　熊本県社会保険労務士会

住所　熊本県熊本市坪井六丁目38番15号

登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成20年法律第74号）第３条の規定による改正前の割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（平成21年経済産業省令第37号）第１条の規定による改正前の割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第13条の17において準用する同規則第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年５月24日

近畿経済産業局長　深野　弘行

名称	株式会社アプラスフィナンシャル
本店の所在地	大阪市中央区南船場一丁目17番26号
登録番号	大第６号
営業廃止年月日	平成22年４月１日

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２２年（家）第１４０号

北海道函館市梁川町１番５号
申立人　窪田　良弘
本籍北海道函館市大手町15番地、最後の住所函館市杉並町23番８号、死亡の場所北海道亀田郡七飯町、死亡年月日平成20年８月13日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和16年６月24日、職業会社代表者
被相続人　亡　樋爪　武司
催告期間満了日　平成23年１月31日

函館家庭裁判所

平成２２年（家）第３００８２号

千葉県千葉市中央区中央３―18―３　千葉中央ビル４階　法律事務所シリウス
申立人　菅野　亮
本籍千葉県君津市正木345番地、最後の住所千葉県習志野市鷺沼３丁目６番44号　白鷺園、死亡の場所千葉県習志野市、死亡年月日平成20年１月11日、出生の場所千葉縣君津郡三島村正木345番地、出生年月日大正12年２月15日、職業不詳
被相続人　亡　森　梅吉
催告期間満了日　平成22年11月30日

千葉家庭裁判所

平成２２年（家）第４２１０２号

事務所横浜市青葉区市ヶ尾町1065番地５―103号
申立人　山﨑　敦子（戸籍上の氏名笹川敦子）
本籍横浜市神奈川区新町２番地の15、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所川崎市川崎区、死亡年月日平成20年４月22日、出生の場所横浜市、出生年月日大正９年２月７日、職業無職
被相続人　亡　澤野　あい
催告期間満了日　平成22年12月10日

横浜家庭裁判所